

平成29年

**議会改革特別委員会会議録**

**加 須 市 議 会**

議 会 改 革 特 別 委 員 会

第 1 5 回      9 月 1 2 日 (火曜日)

平成29年議会改革特別委員会 第15回

平成29年9月12日（火曜日）午後4時25分開議

審査案件

議会改革に関すること

**出席委員（10名）**

1番	野中芳子君	2番	竹内政雄君
3番	新井好一君	4番	柿沼秀雄君
5番	小勝裕真君	6番	小坂徳蔵君
7番	佐伯由恵君	8番	大内清心君
9番	森本寿子君	10番	酒巻ふみ君

(議長 福島正夫君)

**欠席委員（なし）**

**委員外議員**

6番	池田年美君
21番	及川和子君
22番	松本英子君

**本委員会に出席した事務局職員の職氏名**

事務局長 江原千裕  
主幹（議事・三宅昌之  
調査担当）

議事課長 戸田実  
主査（議事・酒巻俊郎  
調査担当）

開会 午後 4時25分

### ◎委員長の挨拶

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さんこんにちは。本会議のお疲れのところ、市議会改革特別委員会の第15回委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今日、本会議で一般質問が行われておりますけれども、昨日の一般質問を聞いておりましたら、過日の市民公開講座の研修の内容を活かして質問が行われておりました。すぐ、研修の内容が質問に活かされておまして、私自身は大変、実践的な研修であったのかなと、そのように受け止めております。さて、そのような中で、第15回議会改革特別委員会でございますが、前回の委員会でお示しましたように、この市議会基本条例の素案に対する公聴会、市民の意見をお伺いする公聴会を開催するわけですが、その前提として公聴会の実施要項をご協議いただかなければなりません。まず、それがあります。それからこの間、議会基本条例の素案について、執行機関の法制執務の部署に条例素案の点検をお願いした経過がありまして、先週、これ上がってまいりました。そこで、この条例を制定する場合の決まり事、あるいはその文言を、より正確にしたほうがいいのではないかという、そういうアドバイスを受けております。それを、受け入れまして、内容を少し修正しております。それらについて、ご協議をいただきたいと思っております。なお、定例議会開会中ですので、本日の委員会は効率的に進めてまいりたいと存じます。委員各位のご協力をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、本来ならば、ここで、福島議長のごあいさつをいただくのですが、今、公務のため、ほかの所用のため、まだ、出られませんので、先に進みます。



### ◎会議の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、第15回議会改革特別委員会を開会いたします。議事の進行は、配布してあります次第に沿って進めます。

まず、報告事項です。これは、第3回定例会の開会当日の本会議終了後に執行機関との第3回の事前協議を行っております。その内容について、小勝副委員長のほうから説明を願います。小勝副委員長、よろしくお願いいたします。

○5番（小勝裕真君） はい。それでは、資料1ということで、福島議長、小坂委員長から大

橋市長に宛てまして、事前協議の依頼をした文章がございますけれども、下のほうに第3回、第4回ということで、第4回は今後、あるのですけれども、第3回、これは1日に本会議終了後に行った内容のポイントを口頭で説明をさせていただきます。その次に資料2-1、この後、局長から、説明がありますけれども、先ほど、委員長から、話が出たように9月1日に提案した素案に、やや、執行部側の修正が入っている部分がありますけれども、その点は、説明がありますので、9月1日に申し出た内容のポイントの説明をさせていただきます。第14回まで議会改革特別委員会を開催してきて、ほぼ、内容が固まりましたので、まず、この素案で、どうでしょうかというふうな提案をしてあります。さらに、条文も多岐にわたりますので、執行部と関係がある部分について、ポイント説明を委員長のほうから行いました。まず3ページをご覧ください。素案の3ページです。第4条、定例会ということで、加須市の市議会の定例会は、年4回ということで、ご案内のとおり、地方自治法の改正によりまして、通年議会もとれるわけですけれども、加須市にとっては、それは採用しないということで、この説明を、まず、しております。それから、7ページに進みまして、一番下、第5章ということで議会と市長との関係、8ページの第23条からなりますけれども、ここが、執行部と議会との大変重要な関連がするところがございますので、第23条の議決事件につきましては、第3項に大規模災害復興に関する、この計画の策定、改訂、廃止に関するということをつけ加えたいということの申し入れをしてあります。これは、後ほど出てまいります第27条の議会のほうの災害対応とも関連してくるのですけれども、その関連をここでは明記をしたと。さらに執行部のほうから、以前、限定をしてというか、さらに、これを、もう少し運用上できないかという話がありましたので、委員長のほうから、さらに第4号として、その他、重要な事項ということを加えることもできますから、そのことについては、次回第4回で検討結果を報告してもらいたい、こういう話をしてございます。それから第24条、質問等の論点の明確化。第1項のほうは、昨日、今日の一般質問で行われていますように、一問一答方式になってますので、これはよろしいと思うのですけれども、第2項のほうで、市長等とはという、この「等は」には、本会議の部長の答弁、あるいは、委員会での課長、この答弁が出てまいりますので、市長については、執行部のほうから、当然その権限で、いろいろな自分の意見を述べるができるけれども、部課長はどうなのだろうかという話があって、お互いに論議を深める、議論することができるという、こういう表現で、部課長の考え方はどうなのかということの、投げかけがしてあります。これもまた、次回の時に回答が返ってくる話でございます。それから第26条、文書質問なのですけれども、文書質問がで

きて文書の回答がもらえると、こういうふうな、定めでございますけれども、執行部の事務作業も考えまして、その文書質問を行った場合に、回答は、おおむね2週間の期限でどうだろうかということと、さらには、議員側に事故が起きた場合、一つは緊急入院が考えられますけれども、議員に関する葬儀の場合には、2親等以内ということで、そういうような定めをしたかどうかということで、話をしております。それから、9ページにいきまして、第27条、ここは、大変重要な条文ですけれども、議会は大規模災害発生時において、市長等と、連携協力し、議会災害対策会議を設置し、これは、今後議会として、検討しなければいけませんけれども、災害情報を共有するとともに、こういう表現があります。

先ほど、話しましたように、大規模災害、実施の場合には、茨城県南部地震が想定されますけれども、もし発生した場合には、震度5強あるいは6弱というのが、この加須市を襲うという、大変な災害の状況になると思います。執行部のほうで、災害対策本部を直ちに立ち上げて、その中には、局長がメンバーに入るとございまして。議会のほうで、これだ、あれだといろんなことをいいますと、その対応が、輻輳してしまいますから、その本部に入った局長を介して議会は、いろんな情報をいただきたい。ですから、執行部には迷惑をかけない中で、議会としても対応していきたいと。こんなことの条文になってますので、ご説明を申し上げました。このようなポイントのことについて、次回、回答が出てまいりますので、そのことにつきましては、また、この委員会のほうで、ご報告したいと思います。以上です。

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、ありがとうございました。これは、一応委員会として、議会側として、執行機関に投げかけたということですので、その辺ご了承ください。それでは、さっそく協議事項に入ります。まず、加須市議会基本条例の素案を議題といたします。条例素案については、既に本委員会で確定しておりますが、先ほど申し上げましたように、執行機関の法制執務の部署に依頼し、条例素案について、チェックを依頼してきました。それが、先週、市議会のほうに上がってまいりました。そこには、条例を制定するにあたって条文の決まり事、文言のより一層の正確性が求められるとの指摘がありました。それを受け入れまして、条文の移動、字句や文言を、より正確に修正しております。なお、条文の内容に関しては、何も修正は行っておりません。内容は、一切、手を付けてありません。あくまでも、条例制定の約束事に沿った文言などの、修正に限定しております。その点をご了承くださるようお願いいたします。それでは市議会基本条例素案について、資料2-1から資料2-3に沿って、江原局長から説明をいたさせます。はい、江原局長。

**○事務局長（江原千裕君）** はい、委員長。それでは、私、江原のほうから、加須市議会基本条例素案についてご説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、着席にて説明させていただきたいと存じます。資料2-1、資料2-2、資料2-3をご覧ください。資料2-1は基本条例素案、資料2-2は条例素案の9月12日、本日と、条例素案8月24日の対照表。資料2-3は逐条解説、9月12日現在でございます。議会基本条例素案は、前回、特別委員会で方向性が決定されて、その後、代表者会議、そして議会運営委員会で決定、全員協議会で全議員に説明があったところですが、先ほど、委員長から、話がありましたように、総務課の法制例規担当のほうから、2回目の法制チェックがありまして、先週9月8日午前中、再度、指摘が何点かありましたので、修正した箇所について、これから、順次ご説明をさせていただきますので、後ほど、ご協議のほどお願いいたします。

まず1、条例素案の目次でございますが、第2章、議会運営及び議員の活動原則とありましたが、これを議会運営及び議員活動の原則。と、改めさせていただきました。これは、原則という言葉に議会運営と議員活動の両方がかかるという理由によるものです。次に、前文や、条文中において、十分にならぬ、十分にならぬという言葉が、出てくるのですけれども、これを、十分にというふうな形で、「に」を加える形で、統一をさせていただきました。条例素案の1ページ、前文の下のほうから4行目。対照表では2ページの1行目、十分に「に」を加えさせていただいております。それから、条例素案の2ページ、対照表では2ページ、第1条の目的の4行目。十分に、「に」を加えさせていただきました。次に条例素案の2ページ、対照表2ページ、第2条、定義の第1号「市長等の定義」を、「市長その他の執行機関及びその職員をいう。」に、職員も含めた形で、改めさせていただきました。同条、第2号、市民の定義の文章で、在住し在勤しと「し」を加え、「市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体」という形に改めさせていただきました。対照表では3ページになります。同条第4号、議員力のところで調査しと「し」を加えさせていただきました。次に、第2章の見出し、議会運営及び議員の活動原則を、「議会運営及び議員活動の原則」に改めさせていただきました。次に条例素案では3ページ、対照表でも3ページになります。第4条定例会。こちらは、第1項、第2項とありましたけれども、第2項を削らせていただきました。これは、逐条解説7ページのほうにも記載してありますが、招集権は、地方自治法第101条第1項の規定により、市長にありますので、市長が招集する招集月までを、議会基本条例で、書くことができないことから、削らせていただきました。次に、対照表では4ページ、第6条の見出し、「議員の活動原則」を「議員活動の原則」に改めさせていただきました。次

に条例素案の4ページ、第6条の第2項、「不断の研鑽」の研鑽という言葉がありますけれども、研鑽の鑽は、常用漢字でないため、例規上はルビを振る決まりとなっていますので、ルビを振らせていただきました。次に、第7条、議会の透明性の確保。第3項、「重要な政策決定」を「重要な政策の決定」に、改めさせていただきました。これは、決定という言葉に、前に書いてある、団体意思、機関意思も、係るためでございます。そして、十分にと「に」を入れさせていただきました。次に条例素案では5ページ、対照表でも5ページ、第10条、広聴広報活動の充実、第2項です。「市政に関する課題」を「市政の課題」と簡潔に、「適否の判断にあたっての」を「適否を判断する際の」と簡潔に書き表すことにさせていただきました。続いて、第11条、公聴会制度等の活用。こちらは、委員会においてだけでなく本会議においても、公聴会制度や参考人制度を活用することができますので、又は本会議という形で、「本会議」を加えさせていただきました。次に、第13条、市民との意見交換及び議会報告。対照表では6ページになります。議会は、「議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに」という、1文があったのですが、これは、市民との意見交換に直接関係がないので、削らせていただきました。同じ条の第2項、「推進する観点から」を、「推進するため」に言葉を改めさせていただきました。次に条例素案の6ページ、対照表も6ページ、第14条、政策討論等の実施。第2項で、条例制定が出てきますけれども、但し書きをやめて、「財政状況を考慮するとともに、法第222条の規定を踏まえ、条例制定の提案に努めるものとする。」というふうに、1文でまとめさせていただきました。次に第16条、大学との連携、専門的知見の活用。2行目の図るための後の「、」を取りました。次に、第18条、会派の役割。第5項、「協議内容と決定事項」とあったのですが、「協議内容及び決定事項」に改めさせていただきました。次に条例素案の6ページ、下からになります。対照表では7ページになります。第19条、政務活動費の書き方でございますが、最高規範であるこの議会基本条例と下位に位置付けられる条例、政務活動費の条例とで、同じ内容を書いた二重の条例にならないように注意したほうが良いという指摘がありまして、議会基本条例では理念や方針、議会としての決意など、ワンランク上の記述を書くこととしまして、下位の条例では、運用のことを具体的に書くと、そのようなことが必要であると法制チェックで指摘されましたので、そのような形で直してあります。第19条の最初は、第4章、議員の政策立案機能の強化に位置付けた条文でありますので、まず、第1項として、この章の目的であります政策立案及び政策提言を行うため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとするという原則をうたう項を新たに追加させていただきました。そして、第2項

に政務活動費のポイントであります政務活動費の使途の透明性と市民に対する説明責任を果たすため、収支報告書と領収書の公表について規定しまして、第3項で、政務活動費の交付について、その具体的な運用については、下位に位置づけた加須市議会政務活動費の交付に関する条例に規定するという内容、こういった流れに改めさせていただきました。次に、第20条、議会事務局の機能強化。第2項の部分ですが、「組織として」を、「組織である議会事務局」に改めさせていただきました。次に対照表では8ページになりますけれども、第22条の政治倫理でございますけれども、先ほどの第19条の政務活動費と同じ考え方で、議会基本条例は、最高規範ですので、下位の条例よりも、ワンランクアップした形を意識した書きぶりとする必要があることから、第1項で、まず市民全体の代表者として常に良心と高い倫理性をもって職務に精励する、行動するという市議会としての決意を書きまして、第2項で、議員が規範として遵守するべき政治倫理基準そのほか遵守事項は、ということで具体の運用上の事項について、加須市議会議員政治倫理条例に定めるところによるという書き表し方に修正をさせていただきました。二重の条例にならないように配慮したところでございます。次に条例素案では、8ページ。対照表では、8ページになります。第23条の議決事件。第3号に災害復興計画を加えましたけれども、執行部との第3回目の事前協議で話が出たのですけれども、災害復興計画というのが、よくわからないと、被災後のことで、より根拠と内容をはっきりさせるために「大規模災害からの復興に関する法律に規定する災害復興計画」と改めさせていただきました。併せて、逐条解説の31ページには、用語解説ということで、「災害復興計画とは」というコメントを書き加えさせていただいております。次に対照表では9ページ。第24条の質問等の論点の明確化。「質問及び質疑」だったのですけれども、「質問又は質疑」に改めさせていただきました。また、「分かりやすく明確にするため」を、同じ意味の言葉なので、「明確にするため」と簡潔に改めさせていただきました。それから、一問一答方式で「行うことに努めるものとする」とあったのですが、「行うよう努めるものとする」と、例規上、改めさせていただきました。次に第25条、議会審議における論点情報の形成。第1項中、第233条第5項に、その前に、「法」が抜けていましたので「法」を加えました。自治法のことです。それから、「主要な成果」とあったのですが、「主要な施策の成果」というふうに、言葉を正しく改めさせていただきました。次に第26条、文書質問。第1項に、「この場合において、回答期限はおおむね2週間以内とする。」とありましたけれども、執行部と議会で協議して、回答期限は2週間以内と決まったところなのですが、運用上の細かいところまで、議会基本条例に書かなくても良いのではないかと、法制チェッ

クで指摘されまして、この2週間、回答期限というのは逐条解説で書かせていただくこととさせていただきますので、ここでは削りました。具体的には、逐条解説の37ページの中で、明文化させていただいております。同じ条の第2項の中で、「通告に係る質問要旨の確認後」と改めさせていただきました。以前は、「通告及び質問要旨の確認後」とあったのですが、時系列的に質問の通告した後でもできるのかという、執行部からの質問がありましたので、そうではなくて、質問要旨の確認後という意味ですので、通告に係るということで、つなげました。それから、「事故があった場合に」とあったのですが、「事故があった場合は」に改め、第2項にも「市長等に対し」を第1項と同じように加えさせていただきました。そして、この条文では第2項を第3項に移動しまして、第3項で、「前2項の回答は、全議員に通知し、市民の公表するものとする。」ということで、第1項、第2項まとめて、全議員に通知し、市民に公表することを、3項でまとめさせていただきました。次に、条例素案の9ページ。対照表では10ページになります。第27条、災害時における議会の対応です。加須市議会業務継続計画に基づき、「議会業務を維持継続し」と改めさせていただきました。次に第29条、議員定数。条文中、「議員の定数」という形で、「の」を加えさせていただきました。これは、第30条で、「議員の報酬は」というふうに書いてあるので、それに合わせて、「議員の定数は」と改めたものです。それから、第2項、並びにこの前の「、」を削りました。第4項、十分にと「に」を加えさせていただきました。それから、条例素案の9ページ、10ページにかけてです。対照表では、11ページになりますけれども、最高規範性という条文を一番最後の第33条に移動させていただきました。これは、法制チェックで最高規範性は、議会基本条例の中でも重要な条文なので、最初のほうか最後のほうが良いという指摘を受けましたので、第32条、一般選挙後の条例研修を第31条に繰り上げ、第33条にあった条例評価と見直し手続きを、第32条に繰り上げ、そのあとに最高規範性の条文を第33条に繰り下げたところがございます。そして、新たな第32条となりました、条例評価と見直し手続きのなかで、「本条例」を「この条例」に改め、「条例改正を含む適切な措置」を、「条例改正その他適切な措置」と、例規上言葉を改めさせていただきました。最後、附則でございますけれども施行期日のほかに、加須市議会定例会条例の廃止を加えまして、附則を2項とさせていただきます。この基本条例の施行と同時に定例会条例を廃止するという、附則で廃止するという、そういうやり方をさせていただくものでございます。以上、第2回目の法制チェックで指摘された箇所について、修正した部分をご説明させていただきました。なお、逐条解説については、これらも踏まえまして、修正、追加を随時させていた

だいておりますので、後ほど、目を通していただきたいと存じます。おかしいところがありましたら、ご指摘いただければと思います。それでは、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、ありがとうございました。今の説明を聞いて、ご意見がないようではございますが、基本的な内容は何も変えておりません。総務部の法制執務の部局が、なかなか優秀でして、どこに出してもおかしくないという、大変、緻密な内容になっております。それだけ、皆さん方にご理解をいただいております。それから、先ほど、局長から説明がありました。基本条例の逐条解説、資料2-3ご覧になってみてください。これのまずは、7ページをご覧ください。ここに、第4条の定例会が載せてありまして、それで第2項は、削除しているのですが、それは、どういう意味かということかということで、解説というのが載っております。それから、この解説から9行目からです、「ただし」って書いてあります。ただし、招集権は、法第101条第1項の規定により、普通地方公共団体の長にあります。このため、招集権は長に専属する権限であることから、長が招集する月については、「告示又は規則で定めるかのいずれかによるのが適当である。」とされています。これは、行政実例の昭和21年、相当昔のです、11月18日に出ていますので、それに、のっとったということです。なお、その下です。なお、平成24年9月の地方自治法改正で、議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとされました。と、法第101条の第5項で、そのように定めております。また、平成29年7月に全国市議会議長会では、更なる地方議会の権能強化のひとつとして、議長に議会招集権を付与することを要望しています。これは政府に対して要望しています。ということです。これが、全国的な、今の市議会を取り巻く状況だということです。地方自治法は、参考法令として、下のほうに、このページのほうに書いてあります。そういうことで、第2項は削ったということです。それから、32ページ。逐条解説の32ページをお開きください。32ページです。これは、第23条で、議決事件が、書いてあります。第23条で、法第96条第2項の規定により、「次に掲げるものを、議会の議決すべき事件とする。」と、先ほど、江原局長が説明しましたように、第3号、大規模災害からの復興に関する法律というのは、実はできておりまして、これは、平成25年の法律第55号でできております。ここに災害復興計画が定められております。その根拠をここに載せたということです。それで、解説がありまして、この第3号が、下のほうに書いてあります。大規模災害からの復興に関する法律、平成25年法律第55号に規定する災害復興計画の策定改訂および廃止に関する

ことと、これで、なお、今後、市長も議会も重要なことであり議決したほうが良い、議決が必要であるという事項が生じた場合には、その時に両者で話し合っ、て、条例改正を行うものです。その後のことについては、今の段階では条例化して行くと。そして、用語解説ということが、その下に書いてありまして、災害復興計画とは、ということで、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき著しく異常かつ激甚な非常災害、これは特定大規模災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業その他の事業の実施を通じて、地域の円滑かつ迅速な復興を図るための計画のことをいいます。ということで、具体的に解説してあります。それも参考にしてください。それから、最後になるのですが、38ページをご覧ください。逐条解説の38ページです。これは第26条で文書質問があります。先ほど説明がありまして、委員会は、議会閉会中に市長等に対し、議長を通して文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。と、それから、一般質問の関係が第2項に書いてあります。これについては、解説です。解説のところをご覧ください。委員会は、閉会中に、議長を経由して、市政に関して文書による質問を行い、市長等に文書による回答を求めることができることを定めています。それから、第2項の一般質問。これに絡んでくるのですが、その次です。これに対する市長等の文書による回答の期限は、市長等と議会との協議により、おおむね2週間以内としています。ということで、ここに、きちんと、明記してあります。条文のほうから、そういうことで、法制執務の関係で、そこまで書くことはないのではないかと言われましたので、逐条解説のほうに移して、明記してあります。誤解のないように定めてあります。以上が、その内容であります。主なことは、逐条解説で、書いてあるとおりです。一応、基本的なことは何も変えてありませんが、先ほど言いましたように、法制執務のアドバイスに沿って、改正した内容であります。今の説明に対して、何か質疑、意見があるでしょうか？あれば、挙手を願います。

（「ありません」という人あり。）

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。

○8番（大内清心君） 委員長、確認ですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 38ページの、逐条解説のところですが、議員本人の緊急入院、

葬儀のところがありますよね、両方とも②、②というのは、あれですか？

○委員長（小坂徳蔵君） これは、変換ミスです。

○8番（大内清心君） 変換ミス。

○委員長（小坂徳蔵君） 変換ミスです。これは、いいですか、皆さん、ここに書いてあるのはイメージですから。気が付いたらおっしゃってください。気が付いたら何でも言ってください。単なる変換ミスです。これだけの膨大なことをやると、何か所かはこういうことは、出てくると思いますので、皆さんが、お気付きの時は、遠慮なくおっしゃってください。ここで、傍聴の議員の方がおられますので、確認の意味で、委員外議員の方にお伺いいたします。この素案について、傍聴している議員の方で、発言を希望されますでしょうか？

はい、ありません。以上をもって、委員会外議員の発言を終了いたします。それでは、委員の皆さんにお諮りいたします。今、協議していただいた市議会基本条例素案について、この案で、あらためて確定したいと存じますが、ご意見ございますでしょうか？

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） では、ご異議なしと認めます。よって、市議会基本条例素案を決定いたしました。なお、決定していただいた市議会基本条例素案については、会期最終日の議員全員協議会で報告いたします。ご了承ください。

それでは、次は、公聴会開催の前提となる加須市議会基本条例素案に関する公聴会実施要項（案）を議題といたします。現在、定例会開催中で、議会事務局には絶対に失敗は許されない多忙の中で、実施要項（案）をなんとか準備しました。それでは、実施要項（案）について、資料3-1及び資料3-2に基づいて江原局長から説明をいたさせます。はい、江原局長。

○事務局長（江原千裕君） はい、委員長。それでは、資料3-1と3-2に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。まず、資料3-1からご覧願います。加須市議会基本条例素案に関する公聴会の実施要項（案）でございます。読みながら、ご説明をさせていただきたいと存じます。まず、1、目的。加須市議会基本条例素案の内容に関して、市民及び学識経験者等の方々から意見を直接聴取する機会を設け、今後の加須市議会基本条例制定の参考とする。2、開催日時及び開催場所。平成29年11月17日金曜日午後2時から、市民プラザかぞ301会議室A、B。3、公述人（意見発表者）及び傍聴者募集人数。（1）

公述人（意見発表者）は、学識経験者1名、市職員OB1名、女性代表者1名、青年代表者1名、公募市民3名以内、こういった形で、公述人を募集するという考えで案を作ってみました。それから（2）傍聴は先着順とし、傍聴者人数は50名までとする。50名としたのは、301会議室A、Bの部屋のスペースを考えての人数でございます。それから4、公述人（意見発表者）が、意見を述べる時間。公述人が意見を述べる時間は、10分以内とする。

5、公聴会の周知。市議会は、議会基本条例素案に関する公聴会の開催について、日時及び開催場所並びに議会基本条例素案についてを市広報紙及び市のホームページへの掲載等で市民に周知するものとする。

6、公述人（意見発表者）の公募。加須市議会会議規則第78条の規定により意見を述べようとする者は、平成29年11月6日月曜日までに議会基本条例素案に関する公聴会公述申出書（様式第1号）を、加須市議会議長に提出するものとする。

7、公述人（意見発表者）の決定。加須市議会議長は、規則第79条の規定により公述人（意見発表者）を決定した場合は、議会基本条例素案に関する公聴会公述人決定通知書（様式第2号）により、当該公述人に通知するものとする。また、公述人（意見発表者）として決定しなかった場合は、議会基本条例素案に関する公聴会公述人不採用通知書（様式第3号）により理由を付して当該公述人候補人に通知するものとする。なお、申出期限後に提出された申出書については、返送通知書（様式第4号）により、その旨を公述候補人に通知するものとする。様式第1号、第2号、第3号、第4号については資料の後ろにつけてありますので、また、後ほどご説明をさせていただきます。裏側のページになります。

8、公聴会の公開。議会基本条例素案に関する公聴会は、公開により行う。

9、公聴会の運営。（1）議会基本条例素案に関する公聴会の議長は、加須市議会議会改革特別委員会委員長とする。（2）委員長は、意見を聴取するため、公述人（意見発表者）を指名し、発言を求める。（3）委員長は、上記（1）（2）の規定によるほか、特に必要と認める場合は、傍聴者の発言を許可することができる。（4）議員の質疑は認めないものとする。これは、議員から、公述人への質疑は認めないものとする。そういう意味です。（5）委員長は、意見の聴取を妨害し、又は会場の秩序を乱す者に対し、退場を命ずることができる。

10、秩序の維持。委員長は、次に掲げる者の傍聴を認めないものとする。（1）酩酊していると認められる者。（2）形の大小を問わず、旗、のぼり、張り紙、ビラ、プラカード等を所持する者。（3）はちまき、たすき等を身に付けている者。（4）上記（1）（2）（3）に掲げる者のほか、公聴会の秩序を乱すおそれがあると認められる者。

11、意見の聴取の記録。（1）委員長は議会基本条例素案に関する公聴会の記録を作成するものとする。（2）上記の記録は、次に掲げる事項を記録し、委員長

が署名押印する。(ア) 公聴会の日時及び場所。(イ) 出席した公述人(意見発表者)の住所及び氏名。(ウ) 公述人(意見発表者)の述べた意見の内容。(エ) その他公聴会の経過に関する事項。12、加須市議会議会改革特別委員会への報告。委員長は、議会基本条例素案に関する公聴会における意見陳述などの要旨を記載した記録を、加須市議会議会改革特別委員会(以下「特別委員会」)に報告するものとする。13、公述人(意見発表者)の意見に対する対応。特別委員会は、議会基本条例素案に関する公聴会における公述人(意見発表者)の意見に対して、当該公聴会実施後、速やかに市議会の見解等を公表するものとする。14、その他。(1) 公述人に決定した者には、費用弁償を支出するものとする。(2) この要項に定めるもののほか、議会基本条例素案に関する公聴会の運営等に関して、必要な事項は、加須市議会議長が別に定める。と、しました。続いて、様式第1号「議会基本条例素案に関する公聴会公述申出書」です。公述申し出を希望する者が、議長あてに出す文書です。別紙のとおり意見を述べたいので、申し出ます。別紙というのは、裏側になります。注意事項としまして、1番、市内在住、在勤、在学してない方は、公述人になることはできません。2、発言の趣旨。別紙。裏です。別紙、500字以内にまとめてください。3、上記の加須市議会議会基本条例素案に直接関係のない意見については、述べることはできません。4、同趣旨の意見が多数ある場合には、公述人となる方を選定することがあります。5、公聴会公述申出書は、加須市議会事務局に11月6日、月曜日までに提出してください。裏面です。別紙の発言趣旨。こういった原稿用紙を作ってみまして、500字以内で、発言趣旨を作文で、出してもらおうということです。続いて、様式第2号。「議会基本条例素案に関する公聴会公述人決定通知書」です。申出書を提出した後、加須市議会基本条例素案に関する公聴会公述人の申し出に関して、あなた様を公述人と決定しましたので、下記によりご出席くださいと公述人に決定した者に出す案内状です。日時、場所、公述の順番、集合時間、注意事項。(1) 公述時間は10分以内で、(2) 代理人による公述は認められません。(3) 文書による公述は、原則としてできません。(4) 公述人の発言は、対象となる内容の範囲は超えることはできません。(5) その他議長の指示に従ってください。(6) 当日は、上記の指定の時間までに来場され、本状を受付に提示してください。30分以上遅刻された場合は、公述は認められません。(7) 公聴会に出席できない時の連絡先、その他お問い合わせは下記まで。という内容です。裏面です。裏面は、「公述人不採用通知書」です。これは、公聴会公述申出書を出していただいたのですけれども、あなた様のご意見は、下記の理由により本公聴会におきましては、あなた様を公述人としません旨、決定しましたので、お知らせします。ということで、

理由を付して、「不採用です」という通知書を出すための書式です。最後、「返送通知書」。こちらは、締め切りを過ぎて、申し込まれた方への手紙です。公聴会公述申出書は、申出期限である11月6日以降に市に到着しました。このため、受け付けることはできませんので、返送しますので、ご了承してください。という文書です。以上が資料3-1公聴会実施要綱(案)でございます。関連していますので、資料3-2も説明させていただきます。公聴会の実施にあたりまして、市報かぞ10月15日号にお知らせ記事を掲載する予定で、原稿案をシティプロモーション課に投げ入れてあります。その内容を説明させていただきます。タイトルは、原則13字以内という決まりがありますので、「加須市議会公聴会開催」と、簡潔にしました。内容です。加須市議会では、市民との連携・協働を推進し、開かれた議会を目指し、議会改革特別委員会を設置し、議会改革に取り組んでいます。現在市議会の議会運営の最高法規としての「議会基本条例」の制定を進めているところです。このたび議会基本条例素案に関して、皆様のご意見をいただくため、公聴会を開催します。公聴会は、11月17日金曜日、午後2時から、市民プラザかぞ3階、301会議室A、B。内容は、議会基本条例素案について。公述人を公募します。その対象は、市内在住、在勤、在学の方。申し込みは、議会基本条例素案や議会運営議会活動に関する発言趣旨を記した作文500字以内を本庁舎4階議会事務局へご提出ください。郵送、メールも可です。申し込み提出期限は、11月6日、月曜日必着。※印ということで、議会基本条例素案については、本庁舎4階議会事務局窓口、および市ホームページでご覧いただけます。もう一つ※印で、市議会ホームページから、公聴会公述人申出書のダウンロードができます。という原稿案で、お知らせ記事として、10月15日号に載せていただく予定で準備を進めているところです。以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（小坂徳蔵君）** 公聴会は、地方自治法並びに会議規則、委員会条例に従って、実施することになりますので、そういう意味では大変、堅実に議会も対応しなくてははいけませんので、そのように、実施要綱(案)で決めた。それから、大変忙しい中で、これを作成しましたので、目的の加須市議会のところで議が一つ余分になっていますので、前もって、皆さんに言われる前にお伝えします。それから、先ほど、2枚目をご覧ください。公聴会9番の公聴会の運営というのがあるのですが、ここの4番に、議員の質疑は認めないものとするというふうに、4番で書いてあります。これは、会議規則で、質疑はできるのですけれども、せっかくお願いしているので、議員の皆さんの鋭い質疑が出ると、ちょっと困りますので、一応、会議規則で定めていますので、ここで、改めて、今回、議員の質疑は、公述人に対し

て認めないということに決めました。それは、そういう内容です。それでは、今の実施要綱（案）について、何か、質疑や意見はおありでしょうか。はい、新井委員。

**○3番（新井好一君）** 公聴会実施要綱の3番。実際には、これをどのようにやるのかというのが、かなり一番重要な問題だと思うのです。これですと、市報のおしらせの方には、このような形で、例えば、学識経験者、市職員OB、女性代表者、青年代表者、公募市民3名と、こういうことについては、こちらには書いてないわけです。その辺のことについては、一般的にこれで選んで、この内容で選ぶってことになるのかね。

**○委員長（小坂徳蔵君）** これは議会側として、議会の内部として。特別委員会で実施するわけですから、特別委員会でやるということは、議長名で、対外的には発表しますので、ですから、議会の対応の実施要綱だということです。ですから、これをすべて、別に、公表するという事ではないです。言われればすべて、公表しますけれども。そういうことで。ただ、これを決めておかないと、要するに、いろいろ質問とか、そういったことが来られた時に、混乱のもとになる。ということで、これを定めたということです。

**○3番（新井好一君）** これは、これで、大体こんなもんかなという感じはするのです。だから、この人たちが、上がってくるわけです。これ、締め切りで、こういう形で申し込んだときに。それをどこで、決定するのか。

**○委員長（小坂徳蔵君）** その件について、私のほうから、皆さんにご了承いただきたいと思えます。これは実は、17日に、公聴会は実施します。先ほどもこれに書いてありますように、締め切りは11月6日です。その間、わずか10日しかありません。ということは、早急に決定しなければなりません。なるべくそれで決定をして、公述人の方には早めに連絡をして、準備をしていかなければなりません。そういうことから、決定する内容としては、議長と正副委員長に、お任せいただきたいと思えます。決定した場合には、速やかに、委員の皆さんに、この人ということで、通知をしたいと思っております。時間的に10日余りしかない、これは、即座に決めていかなければならないと、そのために、500字以内のものを、事前に提出していただくということになっております。そういう内容です。

**○3番（新井好一君）** はい、了解しました。

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、大内委員。

**○8番（大内清心君）** 同じことなのですが、例えば、上がってくるのを待っていて、女性代表者がいなかったとか、青年代表者がいなかったということ、あり得ると思うのですけれども、そういうこと、例えば、前もって、学識経験者の方にどうですか、ということはない

のですか。

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、大内委員、その疑問に対して、ここに学識経験者だとか、市職員OBだとか、女性代表者、青年代表者だということで、しています。これは、上がって、希望する人を、そのとおりに、議会に提出されるとは思いませんので、これは議会として、また、議長と副委員長等と相談をして、人選をして、お願いをしていくしかないかなと、そのように思っています。これは、前もって、学識経験者と、市職員のOB、それから女性代表者、青年代表者、公募になるかどうかはその辺は広い範囲でと思うのですが、それはこちらで、お願いをして公述してもらおうということを考えていきたいと思っています。はい、新井委員。

**○3番（新井好一君）** 結局、この人たちは、選ぶのですが、国会なんかの対応だと、やっぱり、会派党派性、党派性となっているわけですから、それなりに推薦するような人を選ぶ場合もあるわけです。ですから、その辺の決定については、議長及び正副委員長が、決定するということになると、是非、その辺は、極めて公正に判断しなくてはならないということは、当然のことかなというふうに思うのです。その辺が、選び方の問題が、かなり重要かなと。

**○委員長（小坂徳蔵君）** これは、委員の選出にあたっては、公述人の選定にあたっては、厳正公正に。そのために前もって、500字以内に、提出していただくと、そして、この基本条例素案以外のことは、発言は認められませんということで、書いてありますので、一応そういう内容で。はい、酒巻委員。

**○10番（酒巻ふみ君）** それは、そうすると、こちらからお願いする場合もあるという話がさっきありました。もちろん公募もします。ということで、両刀使いでいくということになるわけですか。

**○委員長（小坂徳蔵君）** そういうことです。

**○10番（酒巻ふみ君）** いなかった場合は、どうするのですかって言ったら、お願いすることもあっていうことが、さっき出ましたよね？

**○委員長（小坂徳蔵君）** ただ、公募市民とありますので。酒巻委員。

**○10番（酒巻ふみ君）** 出なかったらどうしますか？って、さっき出た時に、それはお願いすることもあるという。出ることもあるわけですね。

**○委員長（小坂徳蔵君）** それは、先ほども申し上げましたように、学識経験者と市職員のOBと、女性、青年の各代表者の方については、こちらから、お願いを、選定しながらしていく

ということです。新井委員。

○3番(新井好一君) いろんな団体を見ながら、それはもう、女性団体というのもある程度、はっきりしていますから、そういう判断も必要なのかなというふうに思います。

○委員長(小坂徳蔵君) はい、森本委員。

○9番(森本寿子君) 申込書のほうなんですけれども、注意というところで、公述申込書の。

○委員長(小坂徳蔵君) 様式第何号ですか？

○9番(森本寿子君) 第1号です。注意のところなんですけれども、この方たち記録が残るということで、住所や氏名も残るのかなってところでは、注意を入れておいていただいたほうが、市民Aの意見とかではなく、名前と住所が出るということであるのだと思うので、そういったところも書いておいていただいたほうがいいのかなと思ったのですけれども。

○委員長(小坂徳蔵君) 誤解されては困るのですけれども、これは、公聴会ですので、公聴会というのは、公の場で、意見を述べるということですから、しかも、これは、公開されているわけですから、そこに出てくるということは、氏名が明らかになるということは前提だと、匿名は、これは認められません。それは、公述人としては、まずは、選定の基準から外れていくということになるわけです。公聴会というのは、公に意見を述べていただくということですから。これは、公表されることが前提だということです。はい、酒巻委員。

○10番(酒巻ふみ君) これは、公聴会は、後にも先にも1回だけということになるのですか？それとも何回やる、そういうことは、公聴会はないのですか？

○委員長(小坂徳蔵君) 公聴会は、いろいろ、今回は、基本条例の素案なのですが、そういうことについて公聴会は、1回しか行わない。2回も、3回も。国会でしたら、いろいろ地方だとか、九州だとか。市議会は、加須市として1回だけということです。この素案については、これが、最初で最後だということです。ほかに、ございませんか？はい、竹内委員。

○2番(竹内政雄君) 9番の、議員は質疑を認めないということで、一般の方が、多分来ます、ここ、会場は何人くらい入るのですか。50人。我々議員は、どういった参加方法、特別委員会は全員。

○委員長(小坂徳蔵君) 特別委員会で主催するのですから、特別委員会の委員の人は、必ず出席です。

○2番(竹内政雄君) 一般の議員は。

○委員長(小坂徳蔵君) 一般の議員も、これは、出席していただくと、議長名で、きちんと出しますので。

- 2番（竹内政雄君） 会場、間に合うの。
- 委員長（小坂徳蔵君） 間に合うように用意しましたから。間に合うように、全員協議会室でなくて、公聴会なので、外に議員が出て行って、それで、傍聴者50人が、その部屋に入れるところを確保して、それで、301のA、Bですか、これを確保したということです。
- 2番（竹内政雄君） 我々も、一応、前で聞くわけですか。
- 委員長（小坂徳蔵君） そういうことです。
- 2番（竹内政雄君） その時に、その、別に、何も、その、あれはないわけです。
- 委員長（小坂徳蔵君） 申し訳ない、ここの要綱の4番にも書いてあります。議員の質疑は認めません。そうすると、出てこないとか。
- 2番（竹内政雄君） 一般の人の質疑は別に、聞くだけ。
- 委員長（小坂徳蔵君） 認めません。認めません。
- 2番（竹内政雄君） 一応、並ぶだけってこと。
- 委員長（小坂徳蔵君） はい。
- 2番（竹内政雄君） 分かりました。それ、きちんと、把握しておかないと。
- 委員長（小坂徳蔵君） はい。
- 2番（竹内政雄君） やっぱり、初めての経験なので。
- 委員長（小坂徳蔵君） そうです。
- 10番（酒巻ふみ君） みんな認めちゃうと、ハチの巣突つつくようになってっちゃうから。
- 委員長（小坂徳蔵君） ですから、これ、厳密にするために、なんで、議員の質疑を認めないのって、出てくる可能性が会議規則ではできるとなっているのですから、ですから、そういうことがないように実施要綱として、このように議員の質疑は認めないというようにしました。これは、議会が主催してやることですから。議長名でやることですので、ですから、全議員は出席すると、もちろん、そこに、公開でやっているのですから、出てこない議員の方は、何で、うちの会派の議員は出ないんだということになると思いますので、念のために申し上げておきます。
- 2番（竹内政雄君） はい、分かりました。
- 委員長（小坂徳蔵君） ほかにありませんか。はい、小勝副委員長。
- 5番（小勝裕真君） はい、基本条例を制定しようという流れの中で、公開傍聴会を実施しようという運びになってきて、実施要綱も、良く、ここまでできたと思うのです。忙しい中で、事務局、相当、時間を割いて作ってくれて、今後また、基本条例でなくて、いろんな

機会に公聴会等、開催する礎になると思いますし、さらに、もっと時間があるならば、公述人を皆さんの意見を聞きながら、選ぶこともできると思うのですけれども、委員長が、言ったように厳正公正に選びたいと、こういうことがベースにありますから、今回、時間的なものも含めて、是非、また、ご意見等ありましたら、正副委員長の方に、申してほしいですけれども、厳正公正には選んでいきたいと思っていますので、お願いします。

**○委員長（小坂徳蔵君）** ほかに、ご意見ございませんでしょうか。

（「了解です」と言う人あり）

**○委員長（小坂徳蔵君）** いいですか。それでは、意見はないようですので、本日協議していただいた、公聴会実施要綱は、この内容で決定したいと存じます。ご異議ございませんでしょうか？

（「ありません」と言う人あり）

**○委員長（小坂徳蔵君）** ご異議なしと、認めます。よって、公聴会の実施を決定いたしました。次は、今後の協議の方向についてを、議題といたします。皆さんのお手元に配布してあります、次第の中で、今後の協議の方向ということで、10月6日の金曜日、午前9時30分から、第4回の議会基本条例にかかわる執行部と議会との事前協議を行います。これは、先ほど、小勝副委員長が説明したように、特別委員会の問題提起に対して、一応、執行機関の回答をいただくと、これには、小勝副委員長と、酒巻委員にご出席をお願いします。それから、10月13日の金曜日、午前9時30分から、第16回の議会改革特別委員会を開催いたします。これは、前日も申し上げました。それから、11月17日、金曜日、午後2時からですが、公聴会を開催いたします。会場は、市民プラザかぞの3階です。これで、当面は進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、それで一つお願いいたします。それから、個別協議案件事項に移ります。まず、審議会への議員参画の見直し方法を議題といたします。前回、審議会等

への議員参加に対して、整理することを問題提示しました。その内容は2つあります。第1は、審議会等への議員の参加は、法律や、条例を根拠にしているものに限る。ただし、条例制定の審議会でも、十数年審議会が開催されない労働福祉審議会の委員は、執行機関に返上するという。これが一つです。それから、第2、法令や条例を根拠とせずに執行機関の裁量によって議会に委員選出を依頼してくる案件は、執行機関に返上する。なお、返上の実施時期については、次回の議員改選時以降とする。内容です。それから、3点にわたり、申し合わせ事項を、この間、資料で皆さんにお渡ししてあります。その1つ目は、市民選出の、まずは、審議会では、市民選出の発言を優先する。2つ目、議題以外の発言はしない。それから3つ目、委員の選出にあたっては、事前に会派間で調整して、決定する。以上の3項目も合わせて、皆さん方に資料で、お渡ししています。今日は、同じ資料は配布してありません。この結果、どうなるかという、現行は30機関、選出委員は64人です。これが、今、先ほど私、言った2つの点で、実施しますと、改選後の審議会等は、18機関になります。委員は、43人となります。ですから、だいたい議員1人当たり、2つくらいということでお考えください。減少率は、32.8%。減員すると、委員の関係です。ということです。この件に関しては、会派で検討して、次回の会議で、協議することにしておりました。この件に関し、もし異論のある会派があれば、意見を述べてください。

(「ありません」と言う人あり)

**○委員長（小坂徳蔵君）** ありませんか。良いですか。意見がなければ、今、示した内容で、決定したいと存じます。ご異議ありませんか。

(「はい」「ありません」と言う人、多数。)

**○委員長（小坂徳蔵君）** では、ご異議なしと認めます。よって、審議会等への議員の参加及び申し合わせ事項3点については、先ほど示した内容でもって決定いたします。この件に関しては、市議会の手続きに沿って対応し、議員全員協議会で報告し、市議会の申し合わせ事項として、実施をいたします。いずれにしても改選後からということでございます。

次に移ります。次は、市議会会議室貸出しに関する要領（案）を議題といたします。本件は、過日に本委員会でも、決定した内容について、要領（案）としてまとめたものです。それ

では、本件については、戸田議事課長から、資料4によって、説明をいたさせます。

○議事課長（戸田 実君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田議事課長。

○議事課長（戸田 実君） はい、それでは、私のほうから（3）加須市議会会議室の貸出しに関する要領（案）について、一番最後にあります4番で、この内容については、今、委員長のほうからお話がありましたように、既に了承されておりますので、簡潔に、説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて、説明をさせていただきます。本要領（案）につきましては、過日、閉会中における委員会室等の有効活用について、ということで、閉会中及び議会運営上支障のない日に、本庁舎4階の議会フロアの会議室等、執行部等へ貸し出すこと等につきまして、議会改革特別委員会での了承を経て、代表者会議に報告し、議会運営委員会において決定され、さらに全員協議会において、その報告がなされたところであり、その時の説明の資料の内容を変えずに総務課の文書法規担当のチェックを受けまして、資料4のとおり、申請書や承認書等の様式を作成して、要領（案）として作成したものでございます。以前、規定したものは、変わっておりませんが、改めて、内容をご確認をいただければと思います。なお、施行日につきましては、本年の、11月1日を予定してございます。なお、代表者会議におきまして、中條議員さんから、貸し出しの対象となる第1委員会室に置かれている、この委員会室のデスクトップのパソコンにつきまして、移動の検討をいただきたい旨、申し出がございましたので、第2委員会室の窓側に移設することで、現在、業務改善課のシステム管理担当職員と調整を行っている最中でございます。加須市議会会議室貸出しに関する要領（案）についての説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。これも、執行機関の総務部の法制執務の所管、担当者のチェックを受けて、要領にしては、ずいぶん緻密になったということになっているのですが、この間決めていただいた内容を文章にしたということです。ご意見ありますでしょうか。

なければ、本件、加須市議会会議室の貸出しに関する要領については、決定し、本年11月1日から、施行することにいたします。本件に関しては、市議会の手続きを経て、適切に事務局のほうで、執行してまいりますので、ご了承ください。

次は、交渉団体の見直しの件が1件あったのですが、これは、議会開会中でもありまして、本件に関しては、次回の協議に先送りしたいと思います。

以上で、本日の会議は、すべて、議題は、終了いたしました。本日の協議内容につきましては、特別委員会通信第14号を発行し、市議会ホームページに掲載し、議員各位に配布いたします。これで、本日の議事はすべて終了いたしました。

---

◇

**◎副委員長の挨拶**

**○委員長（小坂徳蔵君）** それでは、散会にあたりまして、小勝副委員長からあいさつをお願いいたします。

**○副委員長（小勝裕真君）** はい、本会議終了後で、お疲れの中を第15回の議会改革特別委員会、お疲れさまでございました。毎回思うのですけれども、事務局は超少数精鋭の中で、しっかり対応いただいておりますし、また執行部からの協力をいただいているということで、本当に感謝申し上げたいと思います。次回は、10月13日第16回の議会改革特別委員会になりますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

---

◇

**◎散会の宣言**

**○委員長（小坂徳蔵君）** それでは、散会といたします。どうも、皆さんご苦労様でした。お疲れさまでした。

散会 午後5時32分